

新型コロナウイルス感染症
(COVID-19)

対策マニュアル

修

内閣府認定
公益社団法人 大正琴協会所属

琴修会

目 次

1.はじめに	1
(1) マニュアル策定理由	1
(2) 支部長・指導者の資格	1
2.新型コロナウイルス感染症とは	2
(1)「新型コロナウイルス」とは	2
(2)特徴的な症状	2
(3)感染経路の特徴	3
(4)インフルエンザとの違い	4
(5)発症から重症化について	5
(6)発生から現在までの状況	5
3.感染確率を引き下げるため行うべき行動	7
(1)指導者が行うべき行動（検温、休講）	7
(2)生徒が行うべき行動（検温、欠席）	7
(3)イベント参加者に求める行動（検温、入場拒否）	8
4.教室運営時の感染予防対策	9
(1)教室内の具体的な感染経路	9
(2)経路毎の感染予防方法	9
(3)その他	9
5.体験会実施時における感染予防対策	10
(1)参加者名簿の作成と体験会実施手順	10
(2)体験会で使用する大正琴の取り扱いについて	11
(3)体験会参加者への安心感アピール	11
(4)飛沫感染防止対策	11
(5)接触感染防止対策	11
6.集い等イベントにおける感染対応策	12
(1)場所別感染対策	12
(2)会場にコロナを持ち込ませない対策	16
(3)発症者の感染拡大可能性に対する対応策	17
(4)その他	18
7.新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応	19
(1)症状が続く場合の対応	19
(2)新型コロナウイルスに関する検査について	20
(3)指導者が感染した際の対応策	20
(4)生徒が感染した際の対応策	21
8.教室の休講	22
(1)休講すべき条件	22
(2)休講期間の対応（レッスン代替など）	22

(3) 本部運営費の計算（減免申請基準）	22
(4) 年会費について	23
9. 本マニュアルの改廃について	24

同封書類

- ・生徒の皆さんへのお願い
- ・体験会参加者名簿
- ・体験会備品貸出申請書
- ・集い等イベント実施時備品準備リスト
- ・新型コロナウイルス感染症本部運営費減免申請書
- ・会場開鎖証明書

琴

修
会

会

1. はじめに

(1) マニュアル策定理由

2019年末に中国で発生した新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は、日本をはじめ全世界で猛威を奮っています。現在のところ新型コロナウイルス感染症を治療する特效薬や感染予防をするワクチンが開発途中で、今しばらく現状下で過ごすことになると推測されます。

このマニュアルは、

- ・琴協会の全会員が感染しない、させない対策をまとめています。
- ・万が一、会員の中に感染者が出た時の対応
- ・その他の手続に関する書類

以上3点をまとめています。

2章と3章では新型コロナウイルス感染症についての基本的な知識と自分自身が感染しないようにするための対策をまとめています。4章から6章は大正琴を楽しく続けるために教室、体験会、イベントそれぞれで行う対策がまとめられています。7章では万が一指導者や生徒が感染した時にどのように対策を行うかまとめてあります。8章では教室休講時の対応や提出書類などがまとめられています。

このマニュアルはコロナ禍における琴と大正琴、指導者、生徒が戸惑わず、冷静に対策を取れるようにした羅針盤です。ヨーロッパの大正琴活動において、わからないこと、不安なことなどありましたら是非このマニュアルを読んでみてください。

(2) 支部長・指導者の責務

大正琴普及活動を行う上で新型コロナウイルスに感染しない、させないよう対策をとって活動を行うことが肝要です。自分自身も感染しないように気をつけるとともに、感染拡大を防止する責務を全うすることが支部長・指導者には求められます。

支部長・指導者は、「たった一つの失敗が、その後の大正琴普及活動全般に多大な影響を与える」ことを肝に銘じ対策に当たらなければなりません。教室会場や演奏会開催会場の規定を守った上で、当マニュアルを遵守してください。

2. 新型コロナウイルス感染症とは

新型コロナウイルス感染症にはまだ分からぬ点も多くあります。同時に多くのことが判明しつつあります。本章では新型コロナウイルス感染症についての知識を正しく知り、「正しくおそれる」ことを目的にまとめてあります。

(1) 「新型コロナウイルス」とは

「新型コロナウイルス」はコロナウイルスの一種です。コロナウイルスには、一般的風邪の原因となるウイルスや、「重症急性呼吸器症候群(SARS)」や2012年以降発生している「中東呼吸器症候群(MERS)」ウイルスが含まれます。

ウイルスにはいくつか種類があり、コロナウイルスは遺伝情報としてRNAをもつRNAウイルスの一種（一本鎖RNAウイルス）で、粒子の表面側に「エンベロープ」という脂質からできた二重の膜を持っています。自分自身で増えることはできませんが、粘膜などの細胞に付着して入り込んで増えることができます。

ウイルスは粘膜に入り込むことはできますが、健康な皮膚には入り込むことができず表面に付着するだけと言われています。物の表面に付いたウイルスは時間がたてば壊れてしまいます。ただし、物の種類によっては24時間近くくらい感染する力をもつと言われています。

手洗いは、たとえ流水だけであったとしても、ウイルスを流すことができるため有効ですし、石けんを使った手洗いはコロナウイルスを殺すことができるので、更に有効です。手洗いの際は、指先、指の間、手首、手のひら等に汚れが残りやすいといわれていますので、これらの部位は特に念入りに洗うことが重要です。また、流水と石けんでの手洗いができない時は、手指消毒用アルコールも同様に脂肪の膜を壊すことによって感染力を失わせることができます。

以上、厚生労働省「新型コロナウイルスに関するQ&A(一般向け)」より引用
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/mitsuiteishin/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html#Q2-1

(2) 特徴的な症状

新型コロナウイルス感染症の初期症状では、鼻水や咳、発熱、軽い喉の痛み、筋肉痛や体のだるさ（倦怠感）など、風邪のような症状が生じる。特に、37.5°C程度の発熱と強い体のだるさを訴える人が多いという特徴がある。また、“においが分からない”“味が分からない”など、嗅覚・味覚障害が起きる人もいることが分かっている。その他、人によっては鼻づまりや鼻水、頭痛、痰や血痰、下痢などが生じることもある。新型コロナウイルス感染症の初期症状はおよそ5~7日間程度続き、重症化しなければ次第に治っていく。

国立感染症研究所感染症学センターが8月14日に発表した「新型コロナウイルス感染症における積極的疫学調査の結果について(第1回)」によると、調査した感染者のうち、

初発症状（初期症状）として見られた割合は、発熱 59%、呼吸器症状（咳、息切れなど）37%、倦怠感 12%、頭痛 9%、消化器症状（下痢など）9%、鼻汁 4%、関節痛 4%、嗅覚異常 3%、味覚異常 2%、筋肉痛 1% の順に多くみられたとある。そのうち、入院された時の症状は、呼吸器症状 33%、発熱 29%、消化器症状 11%、倦怠感 7%、嗅覚異常 6%、味覚異常 5%、鼻汁 3% の順に多くみられたとある。

また、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部が作成した「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」によると、世界保健機関(World Health Organization: WHO)は現時点において潜伏期間は 1-14 日（一般的な潜伏期間）とされており、厚生労働省では、これまでの新型コロナウイルス感染症の情報に基づいて、濃厚接触者については 14 日間にわたり健康状態を観察することとしている。

（3）感染経路の特徴

一般的には飛沫感染、接觸感染で感染します。閉鎖した空間で、近距離で多くの人と会話するなどの環境では、咳やくしゃみなどの症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされています。（WHOは、一般に、5 分間の会話で 1 回の咳と同じくらいの飛沫（約 3,000 個）が飛ぶと報告しています。）

「飛沫感染」とは：感染者の飛沫（しゃふか、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから入り込んで感染することを言います。

「接觸感染」とは：感染者がくしゃみや咳をして止めた後、その手で周りの物に触るとウイルスが付きます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ることにより粘膜から感染することを言います。WHOは、新型コロナウイルスは、プラスチックの表面では最大 72 時間、ボール紙では最大 24 時間生存するなどとしています。

一般的に、肺炎などを起こすウイルス感染症の場合は、症状が最も強く現れる時期に、他人へのウイルスを感染させる可能性も最も高くなると考えられています。

しかし、新型コロナウイルスでは、症状が明らかになる前から、感染が広がるおそれがあるとの専門家の指摘や研究結果も示されています。例えば、台湾における研究では、新型コロナウイルス感染症は、発症前も含めて潜伏期間内に最も感染力が高いとの報告がされています。

したがって、人と人との距離をとること（social distancing: 社会的距離）、外出の際のマスク着用、咳エチケット、石けんによる手洗い、アルコールによる手指消毒、換気といった一般的な感染症対策や、十分な睡眠をとる等の健康管理を心がけるとともに、地域における状況（緊急事態宣言が出ていているかどうかやお住まいの自治体の出している情報を参考にしてください）も踏まえて、予防に取り組んでください（予防法の FAQ を参照ください）。

外出自粛により家にいる時間が長くなることもあります。これまでのところ、新型コロナウイルスがペットから人に感染した事例は見つかっていません。一般に、動物との過度な接触は控えるとともに、普段から動物に接触した後は、手洗いや手指消毒用アルコールで消毒などを行うようにしてください。

気温の上昇にともなってハエや蚊の発生も増えていますが、これまでのところ、新型コロナウイルスがハエや蚊を介して人に感染した事例は見つかっていません。なお、一般的な衛生対策として、身の回りにハエや蚊を増やさないよう周囲の清掃等を行うことが大切です。

以上、厚生労働省「新型コロナウイルスに関するQ&A（一般向け）」より引用

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html#Q2-2

王 王

（4）インフルエンザとの違い

2020年8月3日に日本感染症学会から発行された資料「今冬のインフルエンザとCOVID-19に備えて」の中にインフルエンザと新型コロナウイルスについての違いについての表が記載されている。

	インフルエンザ	新型コロナウイルス(COVID-19)
症状の有無	ワクチン接種の有無などにより程度の差があるものの、しばしば高熱を呈する	発熱に加えて、味覚障害・嗅覚障害を伴うことがある
潜伏期間	1-2日	3-14日(平均5.6日)
無症状感染	10%	30-60% 無症状感染者では、ウイルス量は多く、感染力が強い
重症度	多くは軽症～中等症	重症になりうる
致死率	0.1%以下	3-4%

(「今冬のインフルエンザとCOVID-19に備えて」を参考し、作成)

上記のような違いはあるものの、「外遊び場において、確定患者と明らかな接触があった場合や、特徴的な症状(インフルエンザにおける突然の高熱発症、COVID-19における味覚障害や嗅覚障害など)がない場合、臨床症状だけで両者を鑑別することは困難です。」と提言には記載されている。

その上で、インフルエンザの予防接種については「今冬は、COVID-19とインフルエンザの同時流行を最大限に警戒すべきであり、医療関係者、高齢者、ハイリスク群の患者も含め、インフルエンザワクチン接種が強く推奨されます。」と記載されている。インフルエンザと新型コロナウイルスとの違いがわかりにくいため、医師会は指導者にはインフルエンザの予防接種を推奨する。

(5) 発症から重症化について

新型コロナウイルスに感染した人は、軽症であった方、治癒する方も多いですが、重症化する方は、普通の風邪症状が出てから約5~7日程度で、症状が急速に悪化し、肺炎に至るようです。

新型コロナウイルスによる肺炎が重篤化した場合は、人工呼吸器など集中治療が必要となり、季節性インフルエンザよりも入院期間が長くなる事例が報告されています。高齢者や基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患等）を有する方では、重症化するリスクが高いと考えられています。なお、若年層の方であっても、サイトカインストームと呼ばれる過剰な免疫反応を起こして重症化する事例も報告されています。

国内事例（空港検疫事例及びチャーター便による事例を含む）における入院治療等を要する者 6,597 人のうち重症者は 66 人でした（7月 13 日 0 時時点）。

なお、中国疾病対策センター（中国 CDC）によると、2020 年 2 月 11 日までに中国で新型コロナウイルス感染症と診断された約 44,000 人のデータによると、悪苦しさ（呼吸困難）などを認めない軽症例が 80% 以上と多くを占めており、呼吸困難が生じる重症や呼吸不全に至る重篤例は 20% 未満に過ぎないと報告されています。

以上、厚生労働省「新型コロナウイルスによる感染症（一般向け）」より引用
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/00001/00001005-q0001.html#Q5-8>

(6) 発生から現在までの状況

○国内の現状

国内での新型コロナウイルス感染症の感染者数は 8 月 16 日現在 54,714 例、死亡者は 1,088 名となりました。また、入院治療等を要する者は 1,418 名、退院又は療養解除となった者は 40,080 名となりました。

以上、厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の現状と厚生労働省の対応について（令和 2 年 8 月 16 日版）」より引用
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13001.html

○世界の現状

2020 年 7 月 29 日 15 時現在、感染者数（死亡者数）は、世界で 16,643,683 例（659,079 例）、190 国・地域（集計方法変更：海外領土が本国分に計上）に広がった。

以上、国立感染症研究所発行「EDW 2020 年第 30 号<注目すべき感染症> 国内における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の状況」より引用

○ここまで推移

- ・2019年12月末 中華人民共和国湖北省武漢市において確認される
- ・2020年1月14日 WHO新型コロナウイルスを確認
- ・2020年1月16日 日本国内で初めて感染確認
- ・2020年2月3日 乗客の感染が確認されたクルーズ船 横浜港に入港
- ・2020年2月13日 国内で初めて感染者死亡
- ・2020年2月27日 安倍首相 全国の中高生の休校要請の考え方公表
- ・2020年3月9日 専門家会議「世界的大流行警戒」を呼びかけ
- ・2020年3月11日 世界保健機関(WHO)「パンデミック(世界的な大流行)」の状態にあると表明

- ・2020年4月7日 7都府県に緊急事態宣言 「人の接触 最低7割極力8割削減を」
- ・2020年4月11日 国内の感染者 1日の人数としてはこれまで最多の300人超
- ・2020年4月16日 「緊急事態宣言」全国に拡大 13都道府県は「特定警戒都道府県」に
- ・2020年5月4日 政府「緊急事態宣言」5月31日まで延長
- ・2020年5月7日 国内の感染者 1日の人数が100人下回る
- ・2020年5月14日 政府 緊急事態宣言解除 8都道府県は継続
- ・2020年5月21日 緊急事態宣言解除(北海道、青森県と北海道は継続)
- ・2020年5月25日 緊急事態の解除後で約1ヶ月ぶりに全国で解除
- ・2020年6月19日 都道府県またぐ間の自由な要請 全国で緩和
- ・2020年6月28日 世界の感染者 1000万人超える
- ・2020年6月29日 世界の死者 50万人超える
- ・2020年7月10日 国内の1日の感染者 400人超える 4月24日以来
- ・2020年7月29日 国内の1日の感染者 1,000人超 岩手で初確認
- ・2020年8月11日 世界の感染者 2000万人超える

以下を参照し、作成

- ・国立感染症研究所発行「IDW 2020年第5号『注目すべき感染症』 国内における新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の状況」
- ・NHK「新型コロナウイルス時系列ニュース」

<https://www3.nhk.or.jp/news/special/coronavirus/chronology/>

3. 感染確率を引き下げるため行うべき行動

感染者と接触しないことが感染する確率を引き下げる最も重要な行動です。「ひょっとしたら」どこかで自分自身や家族が感染していて、「ひょっとしたら」知らないうちに人にうつしてしまうことがあるかもしれません。教室や体験会、イベントなど大正琴普及活動全般に「コロナを持ち込まない」ことが大切になってきます。本章にまとめてある指導者、生徒、イベント参加者が行うべき行動を遵守することで、全員の感染確率を引き下げましょう。

(1) 指導者が行うべき行動（検温、休講）

これは指導者が教室を離脱する条件です。この条件が維持できない場合には休講してください。安全な教室を行うために指導者が必ず守らなければなりません。

- ・指導者が、新型コロナウイルス感染者または発表されている感染者集団（クラスター）に接触していない。

- ・毎朝検温を行い、37.5度以上の熱が計測されていない。

- ・下記の症状がある場合は、教室を休講とし自宅療養して様子を見る。

風邪の症状（喉・痰・のどの痛み・強い倦怠感）、その他呼吸器症状、味覚異常、臭覚異常、37.5度以上の発熱がある場合。

またお基礎疾患をお持ちの方や高齢の方、免疫抑制剤を服用している方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方は帰国者・接触者相談センター（保健所など）に相談し指示を受けてください。

- ・(2) (4) インフルエンザとの違いにあるように、新型コロナウイルスとの差はあるものの、判別つかないリスクがあり、インフルエンザに罹患すると発熱で長期の休講となってしまうため、指導者にはインフルエンザワクチンの接種を推奨します。

- ・生徒が下記(2)に記載のあるような新型コロナウイルス感染が疑われる症状を訴えたため教室を休んだ場合、生徒から最初の連絡から始めて以降、そのままにせず、数日様子を見て「お加減いかがでしょうか」と連絡取つて、生徒の体調状況の確認と今後のフォローアップ（「体調が良くなったら教室にいらっしゃってください。楽しみにお待ちしています」などの声かけ）を行う。

(2) 生徒が行うべき行動（検温、欠席）

これは生徒が教室に通う際に守っていただく条件です。

- ・新型コロナウイルス感染者または発表されている感染者集団（クラスター）に接触している方は接觸後14日間は教室受講させない。
- ・教室当日に体温を測り、37.5度以上の熱がある方は当日の教室受講をさせない。
- ・海外に渡航後14日間は教室受講させない。
- ・風邪の症状（喉・痰・のどの痛み・強い倦怠感）、その他呼吸器症状、味覚異常、臭覚異常、37.5度以上の発熱がある場合など、新型コロナウイルス感染が疑われる症状を生徒が訴えた場合には直近の教室受講をさせない。

(3) イベント参加者に求める行動（検温、入場拒否）

これはイベントの参加者（来場者含む）に守っていただく条件です。

- ・37.5度以上の発熱・咳・下痢・味覚障害・嗅覚障害等の症状がある者、新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した者との濃厚接触がある者、同居家族や身近な知人の感染が疑われる者、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航及び当該国・地域の在住者との濃厚接触がある者は参加させない。以上の内容を事前に告知するとともに、登録会場内各出入口にその旨掲示する。
- ・出場者及び主催関係者には自宅で検温を行うことを義務付け、37.5度以上の発熱がある場合には、直ちに自宅待機させる。登録会場内で自宅待機となってしまった者には、出場料を返金する。
- ・本部/支部/指導者が主催してイベントを行う場合、検温をせずに来場する可能性を考慮し、関係者全員（一般来場者含め）の検温を入口で実施し、37.5度以上の発熱がある者の入場をお断りする。



修
会

4. 教室運営時の感染予防対策

生徒はお互い顔見知りのため、つい教室での感染予防の意識が弱みがちです。本章の教室での感染予防対策を常に継続してください。

(1) 教室内の具体的な感染経路

「2. 新型コロナウイルス感染症とは」に記載されている通り、感染経路は大きく「飛沫感染」と「接触感染」の2つに分けられます。教室運営時、この2つの感染経路ごとに予防を講じる必要があります。



(2) 経路毎の感染予防方法

新規入会や再入会などで教室生徒人数が増えた場合や教室会場を変更した場合には教室会場基準を満たしているか、また感染予防動作がおろそかになっていないか等、常に以下の対策を実施できているか確認してください。

A. 飛沫感染防止対策

- ・教室会場に外気が取り込める窓が取り付けられている会場で行う。
- ・教室会場の広さについて、生徒ごとの間隔が1m以上(マスク未着用の方がいる場合は2m)取れる会場で行う。
- ・教室を行う際には定期換気を行うこと。(不可避の場合、30分に1度休憩を取り、5分以上の換気を必ず行うこと。生徒は換気の際、立上ること)
(例)「ここまで進むのに30分なので一旦休憩し、換気する」など、あらかじめレッスン計画に換気を行うことを組み入れる。
- ・同一会場で2クラス以上行う際には、生徒の入れ替え時にも換気を必ず行う。
- ・教室内は飛沫感染を防ぐため必ずマスクを着用する。マスクがない場合には口元を手ぬぐい・タオル等で覆う。



B. 接触感染防止対策

- ・教室会場に入る前に指導者は手洗いやアルコール消毒、生徒に手洗いを行うよう指導する。
(例)教室をはじめる前に生徒に「手洗いは済ませましたか?」と一言声をかける。
- ・机など、会員の手に触れる場所は定期的にアルコール消毒を行う。
- ・出来る限りアルコール消毒液を用意し、指導者、生徒ともに手指消毒を適宜実施する。

(3) その他

- ・教室に新規または再入会者が入る際には回数の「生徒の皆さんへのお願い」を複数して、該当の生徒に必ず渡し、教室全員で感染予防に取り組む体制を維持してください。
- ・上記対策に限らず、必要に応じて会員の健康・安全を第一に配慮した対応をしてください。

5. 体験会実施時における感染予防対策

生徒の皆さんには「お互い感染しない・させない」と意識していただいているが、体験会の参加者はそのような心構えなく来場される方が多いので、体験会実施時の感染予防対策を取る別章にまとめました。

定員を設定することで通常不特定多数が集まる様のところ、特定多数が集まる様になり、万が一の際にも連絡がつく参加者名簿が作成できます。また、体験会で使用する大正琴等備品を消毒することで接触感染による感染リスクを低減することができます。これらに加え、飛沫感染予防、接触感染予防を行って、参加者は安心して体験会に参加できるようになります。

(1) 参加者名簿の作成と体験会実施手順

○参加者名簿の作成理由

- ・名簿作成により体験会参加人数を把握することで参加者間の間隔を確保し、飛沫感染を防止する
- ・事前に体調が悪い場合には参加を遠慮してもらうことを伝える手段を持つ
- ・参加者名簿によって、陽性者がいた場合にクラスター調査ができるようにする
- ・体験会参加人数を把握することで用意する体験用楽器の本数を計算する

○体験会の参加者募集・実施方法

- ・体験会 1 回当たりの定員数は会場の最大収容者 1 人あたり 1m 以上広さを確保できる人数とする。
- ・チラシに「体験会の定員は〇名です。事前に予約してお越しください」「当日体調が思わない際には参加はご遠慮ください」と記載する。
- ・参加希望者から連絡があった際には必ず参加者のお名前と電話番号を回観の「体験会参加者名簿」に書き取る。合わせて会場内でのマスクの着用と「当日体調が思わない際には参加はご遠慮ください」と必ず伝える。
- ・問い合わせ人数が定員を超えた場合には、先着順で 1 回体験会を実施する。
- ・体験会当日飛び入り参加者があった場合、定員に余裕がある場合は受け入れ、定員を超える際にはお断りする。
- ・体験会会場入場時に体験会参加者全員の体温を測り、37.5 度以上の発熱がある方は参加をお断りする。
- ・体温測定の際に使用する非接触式体温計を事前に貸出。回観している「体験会備品貸出申請書」に必要事項を記入の上、本部まで FAX または郵送にて申請する。
- ・体験会当日参加者には氏名、電話番号と当日の体調を指導者が聞き取り、回観の「体験会参加者名簿」に記入する。
- ・体験会で収集した「体験会参加者名簿」は体験会実施後 14 日間、指導者が保管し、体験会参加者から発症者が発生した際には保健所等に提出できるようにする。
- ・体験会実施後 1 ヶ月経過した後は個人情報保護の観点から責任を持って破棄する。

(2) 体験会で使用する大正琴の取り扱いについて

体験会で使用する大正琴（貸琴）は、体験会参加者人数分用意し、体験会開始前に調弦を済ませた後、「キーボタン」「プロテクター」「ピック」等、手の触れる部分は除菌シート等を使用し消毒する。なお、体験会終了後も同じく消毒する。

(3) 体験会参加者への安心感アピール

- ・体験会参加者には開催の「生徒の皆さんへのお願い」を掲示して、配布する。指導者は内容を説明した上で「しっかりと感染予防対策を行った上での開催では安全第一の教室運営を行います」と伝える。
- ・指導者はマスクを着用し、感染予防対策を怠っていない姿勢を示す。

(4) 飛沫感染防止対策

- ・開催時間はできる限り短時間にし、1時間程度を目安に体験会内容を組む。また教室同様、30分ごとに換気を行う。
- ・体験会会場内では飛沫感染を防ぐため指導者、参加者ともに必ずマスクを着用する。マスクがない場合には口元を手ぬぐい・タオル等で覆う。

(5) 接触感染防止対策

- ・来場者は会場に入る前に手洗いを行う。指導者は体験会開始前に来場者へ手洗いを行うよう指導する。
- ・用意が可能であればアルコール消毒液を用意する。

修
会

6. 集い等イベントにおける感染症対策

集い等のイベント実施時には出場者・来場者も多数になり、開催時間が長時間になることもあります。新型コロナウイルス感染症の感染経路である「飛沫感染」「接触感染」を防ぐための対策、またコロナを会場に持ち込ませないこと、万が一感染者が発生してしまった時の対応も考慮に入れなければなりません。以上の考え方から、本章では下記の3項目に分け、感染症対策について記載しています。

- ・場所別感染症対策
- ・会場にコロナを持ち込ませない対策
- ・発症者の感染拡大可能性に対する対策

ここで取り上げる感染症対策は、本章の3項目のみならず、市町村主催の文化祭などをはじめとした市町村や琴修会以外が主催しているイベントにおいても守られるべき感染症対策です。全ての大正琴演奏(発表)について参照してください。

(1) 場所別感染症対策

①会場全般

A. 事前準備

- ・仕込み、リハーサル、撤去等において、十分な時間を設定し、密な空間の発生防止に努める。(飛沫感染防止対策)
- ・主催関係者(スタッフ)は、2メートルを有効に(最低1メートル)身体的距離が確保できるよう、スタッフを兼任とする等の工夫を行うことにより、スタッフ人數を必要最低限に限定する。身体的距離の確保が困難な場合、パーテーション、フェイスシールド等、身体的距離を置くことと同等の効果を有する措置を講じる。(飛沫感染防止対策)

B. 演目

- ・会場内(客席、ホワイエ、楽室等)アーティスト等以外はマスクの着用を義務付けるとともに、手洗い(アルコール消毒)を推奨する。(飛沫・接触感染防止対策)
- ・会場施設等の管理者の指導の下、適切な換気を行う。定期的に会場空間の両端の扉や窓を最大限開放した上で、会場の空調設備による換気を行う。会場の換気機能が脆弱な場合、扇風機、サーフェンレーター等を利用し換気を行う。(飛沫感染防止対策)
- ・終演時には、一斉に退場者が退場口に殺到しないよう、必要に応じて退場規制を実施し、誘導員を配備する。(飛沫感染防止対策)
- ・清掃やゴミの廃棄をする者は、マスクや手袋の着用を徹底する。また作業後は、手洗い(手指消毒)を行う。(接触感染防止対策)

② 受付

A. 事前準備

- チケットのもぎりやプログラムの受け渡し等において、十分な身体的距離の確保が困難な場合は、アクリルパネルまたはビニールカーテン等を設置する。設置が困難な場合には、フェイスシールド等を使用し、感染予防対策を講じる。(飛沫感染防止対策)
- 出場者及び来場者の入場時の行列は、身体的距離の確保として、2メートルを目安に(最低1メートル)間隔を空けた目印を設け、並んで進める。また、必要に応じて誘導員を配置する。(飛沫感染防止対策)
- ホール入口にアルコール消毒剤を設置し手指消毒を実施する。(接触感染防止対策)

B. 当日

- チケットのもぎりは、もぎり不要な様式とするか、来場者にて切り離しをしてもらう。(接触感染防止対策)
- 出場者及び一般来場者入口にはスタッフを配置し、全ての入場者に対して検温(非接触検温器)を行い、37.5度以上の発熱がある方は入場させない。
- アルコール消毒液の設置だけでは素通りする組合もあるので、入口でスタッフが強制的に両掌に噴霧する。なお、アルコール以外の手お持ちの方には消毒液の噴霧は行わず、化粧室などで石鹼での手洗いを敢行する。(接触感染防止対策)

③ ロビー(ホワイエ)

A. 当日

- ロビーでは「密」にならないように注意喚起を掲示し、必要な場合は口頭で注意する。(飛沫感染防止対策)
- 客席入口のドアノブ、階段手すり等、関係者が来場者が接觸する可能性が高い設備及び共有する機器に関しては、1時間に1回の頻度で消毒を行う。(接触感染防止対策)

④ 展示・販売ブース

A. 事前準備

- 展示・販売ブースにおいて、十分な身体的距離の確保が困難な場合は、アクリルパネルまたはビニールカーテン等を設置する。設置が困難な場合には、フェイスシールド等を使用し、感染予防対策を講じる。(飛沫感染防止対策)
- 展示・販売ブースにはマーキング等行い密にならないよう展示する。必要であれば整理員を配置し、密にならないよう人の流れを誘導する。(飛沫感染防止対策)
- 展示・販売ブースには消毒剤を設置する。(接触感染防止対策)

B. 当日

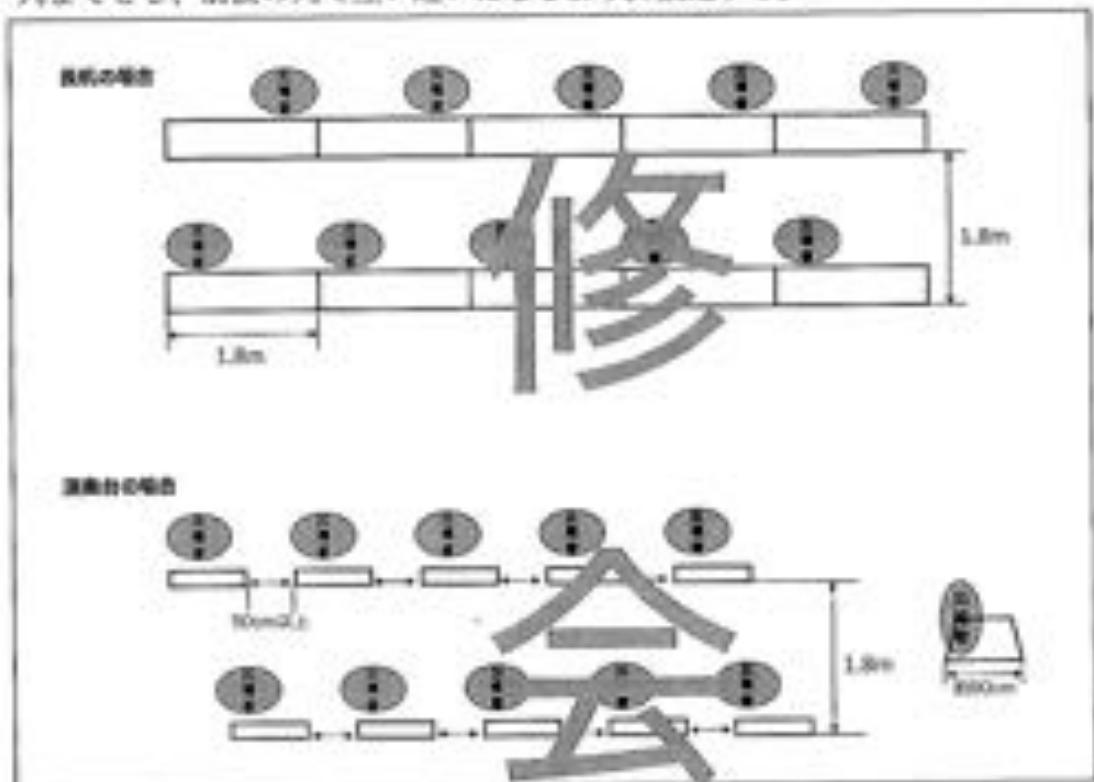
- 販売ブースのお客様(会員等)には、商品等に触れる前に手指消毒を実施する。お金は直

受け取らず、トレー等に乗せて受け渡しする。商品は、必ず袋に入れて渡す。スタッフは、対応するごとに手消毒をし、感染予防に努める。(接触感染防止対策)

⑤舞台上(ステージ上)・出場導線

A. 事前準備

- ・待機スペースなどでは「密」にならないように注意喚起を掲示する。(飛沫感染防止対策)
- ・主催者は、出場者の身体的距離の確保として、下記のように舞台設営する。また、出場者への(出場者同士の)身体的な接触は控える。(飛沫感染防止対策)
※左右の距離の確保は、長机一本に1.8mとする。また、演奏台使用の場合には、隣の演奏台との距離を50センチメートル以上確保する。前後の距離は、1.8メートルの平台に一列までとし、前後の列で互い違いになるよう設定する。



- ・出場導線上に可能な限り消毒剤を設置する。(例:集合場所、出演待機場所、演奏終了後、写真撮影場所等)(接触感染防止対策)

B. 当日

- ・待機スペースなどでは「密」にならないように必要な場合は口頭で注意する。(飛沫感染防止対策)
- ・主催者は出場者(または出場者同士)への身体的な接触は控える。(飛沫感染防止対策)
- ・舞台上に飛沫対策としてアクリルパネルを設置する場合は、定期的にアクリルパネルを清掃、消毒を行う。消毒方法は、アルコール消毒液、もしくは次亜塩素酸水で拭き上げを行う。(飛沫感染防止対策)

- ・ステージでの歌唱、語り、掛け声等は可能な限り避ける。演出や演奏等、どうしても必要な場合には、ハンドマイクは使用者の人数分用意し使い回しはしない。スタンドマイクは必ずウインドスクリーンを取り付け、使用の度に交換（使い捨て）とする。マイク使用前後には手洗い（手指消毒）を行い、使用した機器の消毒を徹底して行う。（飛沫・接触感染防止対策）
- ・ステージ上で置き琴（レンタル琴）を使用する場合には、出場者入れ替わりの度に大正琴を清掃、消毒する。特に、必ず手が触れるキーがタンやプロテクター（胸周辺）については入念に行う。対応ができない場合に、~~琴~~（レンタル琴）は禁止とする。（接触感染防止対策）



⑥ 食事会場

A. 事前準備

- ・食事の際は、身体的距離の確保として、2m（メートル）を目安に確保するよう努める。身体的距離を確保することができない場合は、時間をずらして複数回に分割する。身体的距離が1m～2mしか確保できない場合はバーサンションを設置する等の形態で提供を行う。また、真正面の座席配置は避ける。（飛沫・接触感染防止対策）
- ・食事会場の入口等にアルコール消毒液（手洗い用）・手指消毒を奨励する。（接触感染防止対策）



B. 当日

- ・食事中の会話は全ての関係者に必要最小限にするよう徹底する。（飛沫感染防止対策）
- ・食事を扱うスタッフは、事前に手洗い（手指消毒）を行う。（接触感染防止対策）
- ・全ての食事は表面の汚染を防ぐ方法（蓋付きの容器）を用い、一回分（一食分）ずつ分けで配布する。また、全ての飲み物についても同様で、一回分用の容器に入ったボトルや缶、パックで提供する。（接触感染防止対策）
- ・お弁当の空き箱を回収する際には、必ずマスクや手袋を着用し、ゴミ袋に直接触れることのないように回収する。（飛沫・接触感染防止対策）



⑦ 楽屋、控室、更衣室等

A. 事前準備

- ・楽屋、控室、更衣室等では待機スペースなどでは「密」にならないように注意喚起を提示する。（飛沫感染防止対策）
- ・楽屋等での直前練習は、身体的距離が確保できない可能性が高いため行わない。（飛沫感染防止対策）
- ・各部屋（更衣室等）の入口等にアルコール消毒剤を設置し、手指消毒を奨励する。

B. 当日

- ・楽屋、控室、更衣室等では待機スペースなどでは「密」にならないように必要な場合は口

頭で注意する。(飛沫感染防止対策)

- ・可能な限りドアや窓を開け、常時換気をする。長時間の滞在を避けるように指示する。(飛沫感染防止対策)
- ・楽屋、控室、更衣室等へ入室前後には手洗い(手指消毒)を行い、マスクを着用する。(飛沫・接触感染防止対策)
- ・楽屋、控室、更衣室等など、自身で出したゴミは持ち帰りを徹底する。

五 ⑥ 化粧室

A. 事前準備

- ・イベントの休憩時間や終演直後等、化粧室の混雑が予想されるため、身体的距離の確保として、2メートルを目安に(最低1メートル)間隔を空けた目印を設置し、密を避ける。また、必要に応じて誘導員を配置する。(飛沫感染防止対策)
- ・化粧室に設置する流せる使い捨てアルコール除菌ティッシュを(出場者数+来場予想者数+スタッフ数)×3枚以上用意する。(接触感染防止対策)
- ・手洗いが敢行できるよう、洗面台に石鹼を用意する。(接触感染防止対策)

B. 当日

- ・化粧室使用者が使用前、必ず流せる使い捨てアルコール除菌ティッシュを使用して除菌するよう明示を化粧室入口に設置し、コロナ対策を広報する。(接触感染防止対策)
- ・使い捨てアルコール除菌ティッシュと一緒に回収すると躊躇の恐れがあるので、化粧室入口又は洗面台に1箱ずつ配置する。1時間に1回不足がないか見回り、不足な場合は追加で配置する。
- ・終演後、流せる使い捨てアルコール除菌ティッシュを忘れず回収する。回収スタッフは必ずマスクや手袋を着用し、流せる使い捨てアルコール除菌ティッシュの箱に直接触れるとのないように回収する。(接触感染防止対策)

(2) 会場にコロナを持ち込まない対策

主催者が細心の注意を払って三密回避や消毒や清掃を施しても、感染を認識していない者が会場に入場した場合は、多数の参加者との接触が想定される為、感染リスクが高くなります。感染者を見える体制を構築することと、発見できなくてもウイルスを撒き散らせない行動をさせることが必要です。

①事前準備

- ・使用する会場が、建物衛生法や建築基準法等、換気関連法規に適応しているか確認をし、適応外の施設は使用しない。
- ・機材や備品、用具等の取扱者を選定し、不特定者の共有を制限する。
- ・チラシ/ポスター等により、感染予防のため、以下について関係者及び来場者に対して周知する。

知・広報する。

- ・咳エチケット、マスク着用、手洗いの徹底。
- ・身体的距離の確保として、2メートルを目安に（最低1メートル）確保するよう努めることの徹底。（例：客席では一席ずつ空けて着席する等）
- ・37.5度以上の発熱・咳・下痢・味覚障害・嗅覚障害等の症状がある者、新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した者との濃厚接触がある者、同居家族や身近な知人の感染が疑われる者、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航及び当該国・地域の在住者との濃厚接触がある者は参加させないことを印刷物等で出場者を通して事前に通知する。
- ・出場者には当日自宅で検査を義務化し、37.5度以上の発熱がある場合は自宅待機を印刷物等で事前に通知する。

②当日

- ・マスク未着用者が来場の場合は、主催者が配布または販売し、マスク未着用での入場を禁止する。
- ・本部/支部/指導者が主催してイベントを開催する場合、検査をせずに入場する可能性を考慮し、関係者全員（一般来場者含め）の検査を実施。37.5度以上の発熱がある者の入場をお断りする。また、出場者の場合は、37.5度以上の発熱がある場合は、料金を返金する。
- ・関係者が来場途中でウイルスを拾う可能性があるので、入口で全員の手のアルコール消毒を実施する。なお、アルコールアレルギーをお持ちの方には消毒液の噴露は行わず、化粧室などで石鹼での手洗いを敢行させる。

（3）発症者の感染拡大可能性に対する対応策

関係者が本番当日の事前事後の14日間などに感染・発症したとしても、その感染者がイベント会場内に立ち入っている以上、会場内の会員に感染させた可能性があります。感染者から第3者に感染させるリスクを軽減するため、主催者の責任です。クラスター追跡ができるように関係者全員の名簿を作成してください。

①事前準備

- ・一般来場者を含む関係者全ての緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。名簿は3週間程度保管する。また、関係者に対し、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知するとともに、個人情報の観点から、名簿の保管には十分な対策を講じることとする。
- ・一般来場者の連絡先把握は、氏名、連絡先（電話番号等）を、入場券配布（販売）の際、確認してから発行すること。また、入場券を発行しない場合には、連絡先記入用紙等を準備し、入場時に記入してもらう。

- ・主催者は、スタッフに体調不良者が出了場合に、可能な限りバックアップができる体制を整えておくこと。

②感染が疑われる者が発生した場合の対応

- ・感染が疑われる者が発生した場合、速やかに隔離等を行い、他者との接触ができる限り避ける。必要に応じて、直ちに帰宅させ、自宅待機させる。
- ・対応するスタッフは、マスクや手袋の着用を徹底する。
- ・速やかに保健所に連絡し、指示を受けてください。当日だけでなく、終了後2週間以内に発熱等の症状が発生した場合でも、主催者が情報を確認次第、全ての関係者に感染の可能性があることを承知し、保健所に連絡し対策を仰ぐ。

③イベント終了後

- ・発熱等の症状により、自宅で療養することとなった者（出場会員）は、毎日健康状態を確認するものとし、必要に応じて新型コロナウイルス感染症の検査を受けます。検査結果が陰性であっても、症状が改善してから7日間経過するまではイベント及び教室への参加を認めない。
- ・関係者に感染が疑われる場合には、専門家の方々に協力し、必要な情報提供を行う。

（4）その他

イベントを開催する際には必ずイベント開催会場の規定を守った上で、本マニュアルを徹底してください。

修 会

7. 新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応

新型コロナウイルス感染症予防対策に努めても、100%防げるものではありません。もし感染者が発生してしまった場合、感染拡大を最大限防ぐ必要があります。本章では万が一指導者もしくは生徒に感染者が出た場合に行う対策がまとめられています。本章の対策に基づいて冷静に行動すれば、慌てず必要な行動が行えます。

(1) 症状が続く場合の対応

発熱などのかぜ症状がある場合は、体温計が持てないでいただき、外出は控えてください。休んでいただくことはご本人のためだけでなく、感染拡大の防止にもつながる大切な行動です。そのためには、企業、社会全般で行動規範が必要です。厚生労働省と開拓省は、従業員の方々が休みやすい環境整備が大切と考え、労使団体や企業にその整備にご協力いただくようお願いしています。

咳などの症状がある方は、咳やくしゃみを手で抑さえると、その手で触ったドアノブなど周囲のものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他人に病気をうつす可能性がありますので、咳エチケットを行ってください。

帰国者・接触者相談センター等にご相談いかどく際の目安として、少なくとも以下の条件に当てはまる方は、すぐにご相談ください。

- ☆ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ☆ 重複化しやすい方（例）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
（発熱者をはじめ、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など）など）がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方）
- ☆ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
(症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。)

以上、厚生労働省「新型コロナウイルスに対するQ&A(一般向け)」より引用

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/seisaku00001/bcn/p/konkei_iryou/dengue_fever_qa_00001.html#Q5-1

(2) 新型コロナウイルスに関する検査について

現在、帰国者・接触者相談センターやかかりつけ医、地域の相談窓口等にあらかじめ電話相談することとなっている。その一方、2020年9月4日に厚生労働省より各都道府県への事務連絡「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」において、

都道府県は、発熱患者等が、帰国者・接触者相談センターを介すことなく、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関等を相談・受診し、必要に応じて検査を受けられる体制について、本年10月中を目途に整備すること。

と伝達していることから今後地域の相談窓口が増加されることが予想される。

(3) 指導者が感染した際の対応策

a. 体調不良が続く場合

体調がすぐれない際、その日の教室は全て休講とし、自宅養生してください。「2.新型コロナウイルス感染症とは」に記載のある症状が4日以上続く場合、全ての教室を休講にし、帰国者・接触者相談センターに必ず相談してください。また、その旨を本部（または所属部署）へ報告してください。本部は万が一感染が判明した際にすぐ対応できる様にします。

b. 検査等を受けた場合

PCR検査や抗原検査など、新型コロナウイルスに対する検査を受けた際にはその結果が出るまで担当している教室すべてを感染拡大予防のため必ず休講してください。PCR検査や抗原検査など新型コロナウイルス感染症に関する検査で陰性判定が出た場合は、医師との相談の上、復帰しても構いません。

c. 感染した際の方面への連絡

以下の方々に速やかに連絡してください。

- ① 接触した会員
- ② 使用した会場
- ③ 琴修会本部（または所属部署）

d. 教室の休講

感染した指導者はPCR検査や抗原検査など新型コロナウイルス感染症に関する結果で陰性判定が出てからも、最低14日間は数日で陽性へ変化する事例もあることから、経過観察期間として自宅待機する。その後再感染の兆候が見られない場合は、医師との相談の上、復帰しても構いません。

主たる感染判明後最低14日間は担当している全ての教室をすべて休講してください。それ以降、感染者が居なかつた場合は、説明会等を実施し生徒との合意があれば、代行を立てるなど教室の再開をしても構いません。

自宅待機期間中は琴修会の全ての会員と直接接觸しないように注意してください。

e. その他

役所や保健所などからの指示があった場合、必ずその指示に従ってください。

(4) 生徒が感染した際の対応策

a. 体調不良が続く場合

生徒より体調不良を確認した際には、当日の教室受講を断るようにしてください。4日後を目安に再度、生徒に連絡を取り「お加減いかがでしょうか」と生徒の体調状況の確認と今後のフォローアップ（「体調が良くなったら教室にいらしてください。楽しみにお待ちしています」などの声かけ）を行いましょう。症状が4日以上続いている場合には、帰国者・接触者相談センターに相談するよう伝えましょう。

b. 検査等を受けた場合

PCR検査や抗原検査など、新型コロナウイルスに関する検査を受けた際にはその結果が出るまで教室受講をお断りしてください。~~PCR検査や抗原検査など新型コロナウイルス感染症に関する結果で陰性判定が出た場合は、受講を許可してください。~~

c. 生徒の感染が判明した際の各方面への連絡

以下の方々に速やかに連絡してください。

- ① 接触した会員
- ② 使用した会場
- ③ 琴修会本部（または所属部署）

d. 指導者担当教室の休講

感染した生徒を担当する指導者は、指導者自身に症状が出ていなくても自分が感染した可能性があるので、生徒から感染の連絡を受けたから最低14日間担当している全ての教室を休講する。その後新たな感染者が発生しなかった場合、説明会等を実施し生徒との間で合意があれば、再開しても構いません。

e. 教室の受講禁止

感染した生徒はPCR検査や抗原検査など新型コロナウイルス感染症に関する結果で陰性判定が出てからも、最低14日間は教室受講を禁ずる事例もあることから、経過観察期間として受講を禁止する。その後再感染の兆候が見られない場合は、教室復帰を許可しましょう。

f. その他

役所や保健所などからの指示があった場合、必ずその指示に従ってください。

8. 教室の休講

(1) 休講すべき条件

教室をやむなく休講とする条件は以下の通りです。

- ・国もしくは県、市町村が感染拡大などの事由で緊急事態宣言が発出され、外出自粛の要請がなされた
 - ・教室会場が閉鎖となった
 - ・指導者もしくは生徒に感染者が発生した
 - ・その他本部が必要と認めた
- ※文化センター及び公民館主催講座などの教室は主催者の指示に従うこととする。

(2) 休講期間の対応（レッスン振替など）

教室内の休講分について振替が可能な場合、振替をしてください。但し会場の閉鎖や感染者が発生したなど休講が1ヶ月以上の長期に渡る場合、運営費の減免申請を行えます。

例1：10月の教室が1度だけ休講



→会場の開設振り替えて実施

例2：10月の教室が2回とも休講

→運営費減免申請対象

(3) 本部運営費の計算（減免申請基準）

本部運営費の計算は通常通り、3ヶ月ごとで行います。ただし、(2)で1ヶ月以上教室が再開できなかった際には運営費減免申請が可能です。同時に『新型コロナウイルス感染症本部運営費減免申請書』を作成し、記入後本部へ（または所属部署）郵送にて提出してください。

・運営費減免申請は1ヶ月ごと、教室単位で申請します。教室内の一箇所の生徒が新型コロナウイルス感染予防の為、欠席する場合は対象にならないません。その場合には一度退会届を提出し、教室に復帰した際に再入会料を支払ってください。

・減免申請の理由が会場閉鎖の場合、該当会場が発行した会場閉鎖の書面（写しでも可）を減免申請書とともに添付してください。該当教室会場が会場閉鎖の書面を発行していない場合には会場担当者から同封の「会場閉鎖証明書」に会場閉鎖期間、役職名、氏名を記載してもらい、その書面を減免申請書に添付してください。

・運営費減免申請は該当月の運営費を伝票発行する前であれば、減免申請分を差し引いて伝票発行します。伝票発行後頂いた減免申請については減免申請分返品手続きを行います。

例：2020年11月の減免申請を行う際

- ・10月の会員管理締め切り日までに申請書が本部到着
→11月に減免申請人数分を差し引いて伝票発行
- ・11月以降に申請書が本部到着
→都度返品手続き

- ・運営費減免申請は都度行えますが、運営費を請求する最終月の翌月 20 日が申請の締め切りとなります。

例 1：2020 年 10 月～12 月運営費分減免申請締め切り →1 月 20 日締め切り

例 2：2021 年 1 月～3 月運営費分減免申請締め切り →4 月 20 日締め切り

（4）年会費について

年会費は生徒向け機関誌「きんしゅう」発行や、会場の研究、新製品の開発費などに使用させていただいているため、通常、会員登録管理締め切り時の生徒人數から 3 月に伝票発行を行います。その一方で、市町村の緊急事態宣言発出や会場閉鎖などの理由で一定数の教室が閉鎖してしまった場合は口座引き落とし（振込）を 5 月とする場合があります（ライリスト NEWS 等でご案内いたします）。



修
会

9. 本マニュアルの改廃について

厚生労働省、都道府県などの新型コロナウイルス感染症に関する発表を本部は毎次注視し、必要があればマニュアルの改定を行います。政府の終息宣言の発表などに基づき本マニュアルの廃止を検討します。

琴 修 会



生徒の皆様へのお願い

琴修会の仲間が全員安心して、楽しく教室ができるよう、生徒の皆様へのお願い事項を下記の通りまとめました。皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

○体調管理

- ・新型コロナウイルス感染者または発熱者等との感染者集団（クラスター）に接触している方は接触後14日間は教室受講及び集い参加をご遠慮ください。
- ・教室当日に体温を測っていただき、37.5度以上の熱がある方は当日の教室受講及び集い参加をご遠慮ください。
- ・海外に渡航後14日間は教室受講及び集い参加をご遠慮ください。

○教室受講時の注意点

- ・教室会場に入る前に手洗いを行ってください。
- ・定期的に会場の扉や窓などを開放し、空気の換気を行いますのでご協力ください。
- ・教室内では、飛沫感染を防ぐため、マスクを着用しましょう。
マスクがない場合には口元を手ぬぐい・ティッシュで覆いましょう。

○集い参加時の注意点

- ・会場内（客席、ホワイエ、楽屋等）では、出演・食事等以外はマスクの着用するとともに、手洗い（アルコール消毒）を徹底しましょう。
- ・会場内では「密」にならないようにしましょう。
- ・自分で出したゴミは持ち帰りましょう。
- ・便器はアルコール除菌ティッシュを拭いて清潔に使用してください。

琴修会の仲間が全員安心して、楽しく教室ができるよう、皆様のご協力とご理解をよろしくお願いいたします。



琴修会 本部
事務局長 加藤 誠

体験会参加者名簿

氏名	連絡先電話番号	当日体温	当日体調
琴修人			

※事前申し込み者は体験会申し込み時にご連絡いただいた電話番号を書き取ってください。体験会当日には事前申込者は計測した体温と日飛び込み参加者は氏名、連絡先電話番号、計測体温・体温を記入しましょう。

添えりない場合は複数してください。

※体験会終了後、14日間は保管してください。

※体験会実施後1ヶ月経過した後は個人情報保護の観点から責任を持って破棄してください。

体験会備品貸出申請書

琴修会本部 殿

申請日 _____年_____月_____日

琴修会
会員名 _____
会員番号 _____

下記のとおり備品のレンタルを申請します。

使 用 日	年 月 日 (曜日) ~ 年 月 日 (曜日) 開始日より2週間以内
希 望 納 品 日	年 月 日 (曜日)
返 却 予 定 日	年 月 日 (曜日)
使 用 す る 備 品	<input checked="" type="checkbox"/> 非接触式体温計 1台
備 考	貸出無料

裏面の利用規程を必ずお読み下さい。

琴修会

本部受付印

琴修会
名古屋市昭和区御器所1-6-24
TEL 052-882-1431
FAX 052-882-1455

<備品レンタル利用規定>

以下の内容をお読み頂きご利用下さい。

(1) 予約について

- ・この備品レンタル申請書に必要事項をご記入の上 FAX 又は郵送で申請して下さい。
- ・申請日より 2 カ月先まで予約可能ですが、予約状況によりご要望にお応えできない場合があります。あらかじめご了承下さい。
- ・支部／会所属の指導者は、代表の指導者にてお願い下さい。



(2) 利用期間と料金

- ・レンタル期間は基本 2 週間以内です。
- ・レンタル料金は無料ですが、返送時の送料は各自ご負担ください。

(3) 予約のキャンセル

- ・予約をキャンセルされる場合は必ずご連絡下さい。
連絡先／TEL (052) 882-1421 / FAX (052) 882-1455



(4) 使用上の注意

- ・多くの方に使っていただくためにきれいに使用して返却をお願いします。
- ・物品は、使用目的にあった使用をしていただき、第三者への転貸しを禁じます。
- ・この申請によってお貸しした物品を紛失または破損した場合は、実費を請求させていただく場合がありますので、大切にご使用願います。



琴修会本部
2020年9月

無い等イベント実施時備品準備リスト

品目	使用箇所	数量
マスク(フェイスシールド)	スタッフ用	スタッフ人數分
食事会場		食事会場管理者数分
マスク(顔見開き)	受付	入場者予想人數分
手袋	スタッフ用	スタッフ人數分×3つ程度
	スタッフ用	食事会場管理者数分×3つ程度
	スタッフ用	顔見スタッフ人數分×3つ程度
	スタッフ用	スタッフ人數分+予備2本
アルコール消毒剤(スプレーなど持ち運び用)	スタッフ用	食事会場管理者数分
	スタッフ用	ステージスタッフ人數分
布巾(アルコールスプレーと一緒に使用用)	スタッフ用	スタッフ人數分
	食事会場	食事会場管理者数分
	ステージ	ステージスタッフ人數分
	受付	1つ
	食事会場	食事会場ドア数分
アルコール消毒剤(ブッシュ式で設置用)	ドア	客室ドア数分
	スタッフ用	入場側ステージ袖にステージ別数分
	廊下・控室	廊下・控室につき1つ
	化粧室	化粧室入り口数×2つ
	受付	受付スタッフ人數分
ビニールカーテン or アクリルパネル	展示・販売	展示・販売スタッフ人數分
	食事会場	食事スタッフ人數分
非接触型体温計	受付	受付スタッフ人數分
	ドア	1人50cm×待機列作成人数分
	廊下	1人50cm×待機列作成人数分
	化粧室	1人50cm×待機列作成人数分
50テープ(1枚判持種用用印)	受付	1人50cm×待機列作成人数分
	廊下	1人50cm×待機列作成人数分
	化粧室	1人50cm×待機列作成人数分
金額受渡用トレー	受付	顔見スタッフ人數分
萬能箱 or サーキュレーター	廊下・控室	客室ドア数分
渡せるアルコール除菌ティッシュ(用意)	化粧室	廊下・控室につき1つ
石鹼(洗面台にない場合)	化粧室	化粧室数分+予備補充分
食事会場分(アルコール除菌ティッシュが1m~2mの場合は)	食事会場	食事会場数分
ウイングスクリーン(スタンダードタイプ)	ステージ	マイク使用人數分
帽子(2個以上、マスク着用、手洗いの強制)	受付	客室ドア数分
床消毒及びスタッフ連絡名簿		必ず作成すること
一般来場者連絡名簿		必ず作成すること

注: 第1 SDテープ(ソーシャルディスタンス)テープ 一例名: ラインテープなど

注: 第2 渡せるアルコール除菌ティッシュ 一例用後、トイレに渡せるアルコール除菌、必要枚数は

6.無い等イベントにおける感染症対策(1)企画実施事前準備を参照。

琴修会
新型コロナウイルス感染症本部運営費減免申請書

申請日： 年 月 日

申請者(教室担当指導者)

支部・会： _____ 担当指導者： _____ 印

下記の通り、運営費減免を申請致しました。

教室コード： _____

教室名： _____

減免月： 年 月

減免理由：

- 地域もしくは県、市町村が感染拡大などの理由で緊急事態宣言が発出され、外出自粛の要請が出された。
 教室会場が閉鎖となった。
 指導者もしくは生徒に感染者が発生した。
 その他本部が必要と認め、本部から休講要請があった。

※運営費を請求する最終月の翌月 20 日が申請の締め切りとなります。

2020年10月～12月運営費分減免申請締め切り 1月20日締め切り

2021年1月～3月運営費分減免申請締め切り 4月20日締め切り

※減免申請の理由が会場閉鎖の場合、該当者が発行した会場閉鎖の書面(写しでも可)を減免申請書とともに添付してください。

会場が会場閉鎖の書面を発行していない場合には会場担当者から同封の「会場閉鎖証明書」を作成してもらい、その書面を減免申請書に添付してください。

経路：指導者→会→支部→本部

支部長印	地域担当者印	事務局長印	業務課長印

2020年9月10日作成

琴修会

新型コロナウイルス感染症本部運営費減免申請書

申請日： 2020年 0月 0日

申請者(教室担当指導者)

支部・会： 琴修支部 担当指導者： ナナミー

下記の通り、運営費減免を申請致します。

教室コード： 000000

減免月を記入

教室名： やぶかるぞう

捺印を忘れずに

減免月： 2020年 00月

減免理由にチェックを入れる。会場
閉鎖の場合には添付資料を忘れずに

減免理由：

地域もしくは県、市町村が感染拡大などの緊急事態宣言が発出され、外出自粛の要請が出された。

教室会場が閉鎖となった。

指導者もしくは生徒に感染者が発生した。

その他本部が必要と認め、本部から休講要請があった。

運営費を請求する最終月の翌月 20 日が申請の締め切りとなります。

2020 年 10 月～12 月運営費分減免申請締め切り 1 月 20 日締め切り

2021 年 1 月～3 月運営費分減免申請締め切り 4 月 20 日締め切り

※減免申請の理由が会場閉鎖の場合、「~~会場閉鎖~~」発行した会場閉鎖の書面（なしでも可）

を減免申請書とともに添付してください。会場担当者が会場閉鎖の書面を発行してい

ない場合は会場担当者から同封の「会場閉鎖証明書」を作成してもらい、その書面を
減免申請書に添付してください。

経路：指導者→会→支部→本部

支部長印	地域担当者印	事務局長印	業務課長印

2020 年 9 月 10 日作成

会場閉鎖証明書

下記の通り、会場が閉鎖していたことを証明いたします。

施設名：_____

会場閉鎖期間： 年 月 日 ~ 年 月 日

琴

役職名：_____

氏名：_____

修

会場閉鎖証明書

下記の通り、会場が閉鎖していたことを証明いたします。

施設名：_____

会場閉鎖期間： 年 月 日 ~ 年 月 日

会

役職名：_____

氏名：_____

琴



修

会

2020年9月10日策定